

コーポレートガバナンス



コーポレートガバナンス

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

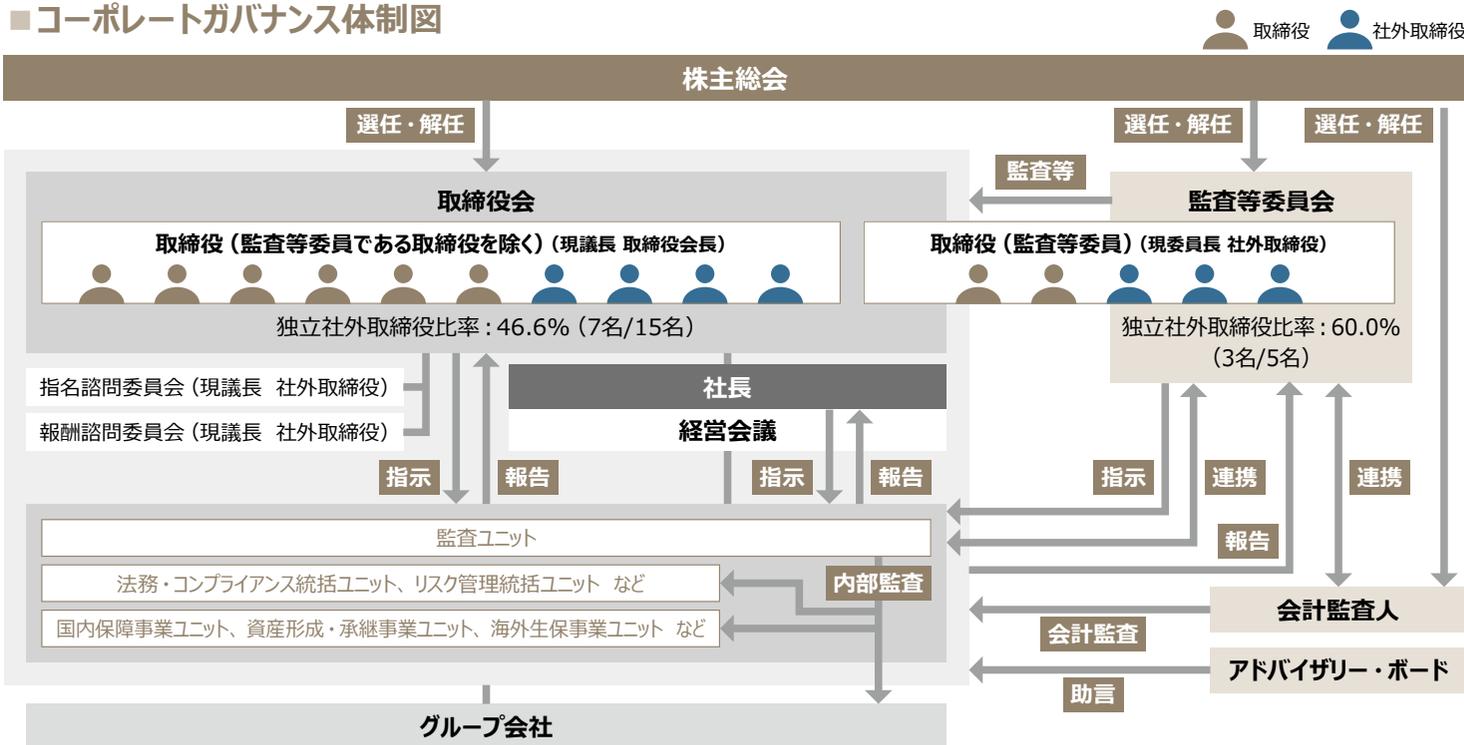
コーポレートガバナンスの基本的な考え方①

当社は、お客さま、株主、社会、社員などのマルチステークホルダーからの負託に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果敢な意思決定を行うことを目的として、コーポレートガバナンス基本方針の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。監査等委員会の設置に加え、社外取締役の選任および任意の委員会の設置などにより、社外の視点も踏まえた実効的なコーポレートガバナンス体制としています。

■コーポレートガバナンス体制の概要（2024年6月23日時点）

機関設計	監査等委員会設置会社	役員報酬の内訳	①基本報酬 ②単年度業績連動報酬 ③譲渡制限付株式報酬 ④業績連動型株式報酬
取締役の任期	1年 ただし、監査等委員である取締役は2年	任意の諮問機関	指名諮問委員会および報酬諮問委員会
在任期間の上限	社外取締役：8年 監査等委員である取締役：12年	会計監査人	有限責任 あずさ監査法人

■コーポレートガバナンス体制図



詳細は[コーポレートガバナンス基本方針](#)、[コーポレートガバナンス報告書](#)をご参照ください。株式基本情報の詳細は[第一生命ホールディングスホームページ（株主基本情報）](#)をご参照ください。

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスの基本的な考え方②

日本初の相互会社として創業した会社でありながら、2010年には株式会社に組織形態を変更、株式を上場し、2016年には持株会社体制・監査等委員会設置会社へ移行するなど、成長の加速に向けて変化を恐れず、当社グループの経営戦略に適したコーポレートガバナンス体制の構築・強化に取り組んでいます。

■コーポレートガバナンス強化の取組み

	旧第一生命	第一生命 HD
体制・機関設計・グループガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 2010 東京証券取引所(第一部)へ上場 2013 アドバイザリー・ボードを設置 2014 グループ内部統制基本方針などを制定 2015 コーポレートガバナンス基本方針を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 2016 持株会社体制・監査等委員会設置会社へ移行 2023 当社と第一生命の社長の兼任を解消
実効性・監督と執行の分離	<ul style="list-style-type: none"> 2014 社外取締役に対する独立性基準を制定 2014 取締役会の自己評価開始 	<ul style="list-style-type: none"> 2016 監査等委員会の自己評価開始 2017 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の自己評価開始 2020 取締役会議長が代表取締役を兼任しない体制へ移行
報酬制度	<ul style="list-style-type: none"> 2011 株式報酬型ストックオプションを導入 	<ul style="list-style-type: none"> 2018 譲渡制限付株式報酬制度を導入 2021 KPIとして相対TSRを導入 2022 業績連動型株式報酬制度を導入

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

取締役会の機能・構成①

当社は、取締役会においてグループの経営戦略、経営計画などの重要な意思決定および業務執行の監督を行っています。取締役会の構成にあたっては、「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、性別や国籍などの取締役会のダイバーシティ（多様性）についても考慮のうえ、社外取締役を原則として3分の1以上選任しています。

■ 取締役会の開催回数

取締役会の開催回数	21回（2023年度）
-----------	-------------

■ 取締役の構成（2024年6月24日時点）

取締役	人数 15名（うち監査等委員である取締役5名）	
社外取締役	人数 7名（うち監査等委員である取締役3名）	割合 46.6%
女性取締役	人数 3名	割合 20.0%

 取締役一覧は[こちら](#)をご参照ください

 社外取締役の選任理由・活動状況については[こちら](#)をご参照ください

■ 社外取締役の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、当社の社外取締役について、当社が独立性を判断するための基準を定めております。なお、独立性確保の観点から、在任期間の上限を、監査等委員を除く社外取締役については8年、監査等委員である社外取締役については12年としています。

 詳細は、[社外取締役の独立性基準](#)をご参照ください

■ 業務執行

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会決議によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。

 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は[こちら](#)をご参照ください

 取締役および執行役員の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制は[こちら](#)をご参照ください

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

取締役会の機能・構成②

経営の透明性を一層高めるために、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長および社外委員で構成される指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しています。指名諮問委員会においては、取締役選任候補者の適格性を確認し、取締役の選任および解任について審議するとともに、当社が定める社外取締役の独立性基準に基づく独立性の確認を行っています。報酬諮問委員会においては、取締役、執行役員役員報酬制度などについて審議しています。

■ 指名諮問委員会／報酬諮問委員会

		指名諮問委員会	報酬諮問委員会
委員 (2024年6月24日時点)	議長	社外取締役	社外取締役
	社内取締役	2名	2名
	社外取締役	4名	4名
開催回数		8回(2023年度)	10回(2023年度)

経営の透明性を一層高めるため、取締役会の任意の諮問機関として設置し、各委員会案を審議・決定のうえ、取締役会に付議しています。なお各委員会における主な諮問事項は以下のとおりです。

- ・ 指名諮問委員会：当社および第一生命の取締役ならびに第一生命の監査役の選解任
- ・ 報酬諮問委員会：取締役、執行役員報酬に関する事項

■ 経営会議

社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を開催し、グループ経営上の重要事項および重要な業務執行の審議を行っています。

■ アドバイザリー・ボード

外部環境の変化を踏まえた経営事項全般に関して、社外の有識者より中長期的な視点に基づき幅広い視点・テーマについて直接助言を得ることにより、ガバナンスのさらなる強化・充実と当社企業価値の向上をより一層図ることなどを目的とし、任意の組織として、企業経営者・有識者から構成されるアドバイザリー・ボードを設置しています。

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

取締役会の実効性向上に向けた取組み

コーポレートガバナンスの一層の強化に向け、取締役会の意思決定の有効性を担保するため、取締役会の実効性に関する自己評価を2014年度より毎年実施し、翌年度以降の運営改善につなげています。

2023年度評価においては、第三者機関にて、全取締役が無記名方式の事前アンケートを実施したうえで個別インタビューや取締役相互評価（ピア・レビュー）を実施するなど、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでいます。

■ 実効性評価を踏まえた課題および改善策

	課題	改善策
2023年度	①グループガバナンス態勢の高度化	<ul style="list-style-type: none"> グループガバナンス上の重要課題について認識を共有したうえで、持株会社の取締役会としてモニタリングすべき経営指標の議論をさらに深め、新中期経営計画の検討に反映
	②企業価値の向上に資する取締役会のあり方にかかる検討・取組み	<ul style="list-style-type: none"> 議論すべきテーマなどの取締役間での定期的な認識共有 戦略議論の論点明確化による社外取締役の知見の活用および議論活性化に資する情報提供・資料作成の実施 オフサイトミーティングなどを通じて社外取締役の当社事業への理解を深めるための機会を引き続き提供 社外取締役と執行のコミュニケーション機会の更なる充実
2024年度	①グループガバナンス態勢の高度化	<ul style="list-style-type: none"> CXO、事業オーナーによる報告の充実 海外や非保険領域の事業会社の事業戦略に関する報告の充実
	②グループ戦略議論の充実	<ul style="list-style-type: none"> オフサイトミーティングなども活用し、グループベースのリソース配分や中長期的な事業ポートフォリオに関する議論を実施
	③取締役会事務局機能の更なる強化	<ul style="list-style-type: none"> 適切なアジェンダ設定や説明資料の品質安定化の観点で、取締役会室から各部署へのフィードバックを強化 案件の論点をより明確化すべく、説明に用いるサマリー資料の雛型を改善 議論の充実に向けて各取締役が事前に案件の内容を把握する時間を確保すべく、資料提供のタイミングを早期化

 取締役会の実効性向上に向けた取組み、2023年度の具体的な改善取組みの例については、[こちら](#)をご参照ください

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

監査等委員会

監査等委員会は、取締役会から独立した機関として、取締役の職務の執行、グループの内部統制システムなどについて、適法性・妥当性の観点からの監査や、取締役などの選任・報酬に関する意見陳述を通じて、取締役会への監督機能を担います。本委員会は、その役割・責務を実効的に果たすために適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する十分な知見を有するもので構成しています。

■ 監査等委員会

委員長	社外取締役
監査等委員の人数	5名(2024年6月24日時点)
社外監査等委員の人数	3名(2024年6月24日時点)
監査等委員会	26回(2023年度)

監査等委員会は、取締役の職務の執行(子会社などの経営管理その他の業務)、経営の方針および事業の計画並びにそれらの遂行状況、グループの内部統制システムの構築および運用状況の適切性・妥当性などについて監査いたします。

監査にあたっては、内部監査・内部統制部門に対する報告の指示、重要な会議への出席、取締役および使用人などへの意見聴取、執行役員および国内外主要グループ会社経営陣との対話、重要な書類の閲覧などを行うなど、必要な情報を収集するとともに、得られた「気づき」を適宜執行にフィードバックしています。

また、監査等委員会は、取締役などの選任および報酬に関する意見を述べることを通じて、取締役会の監督機能を担います。当該意見の形成に際しては、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の審議状況が適切であるかを確認いたします。

監査等委員会は、財務・会計・法務の十分な知見を有する者を含み、生命保険事業にかかる知見を有する社内監査等委員と、高い見識や豊富な経験と独立性を兼ね備えた社外監査等委員で構成しています。

なお、監査等委員会を補助すべき使用人を「監査等委員会室」に配置し、当該使用人の人事異動および評価などに関しては監査等委員会と協議を行うなど、取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会の実効性向上に向けた取組みとして、監査等委員会の実効性・適切性にかかる状況確認のため、監査等委員会の自己評価アンケートを毎年実施し、翌年度以降の運営改善につなげております。

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

役員報酬

当社の社外取締役以外の取締役（監査等委員である取締役を除く）の役員報酬は、基本報酬、単年度業績連動報酬および株式報酬で構成しています。単年度業績連動報酬については、中期経営計画に掲げる目標達成に向けての適切なインセンティブとして機能するよう、業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しています。

役員報酬の基本方針および基本原則は[こちら](#)をご参照ください

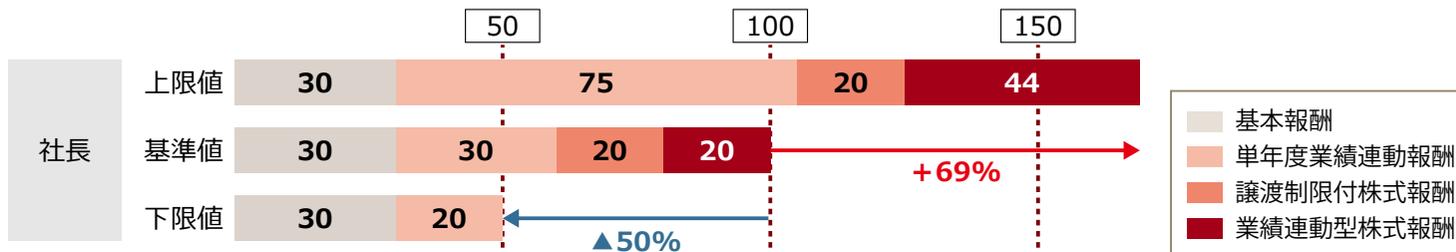
■ 取締役の報酬体系

	取締役 (監査等委員である取締役を除く)		取締役 (監査等委員)	備考
	社内	社外		
基本報酬	○	○	○	職責に応じた報酬
単年度業績連動報酬	○ ^{※1}	—	—	単年度の業績評価指標の達成度に連動
譲渡制限付株式報酬	○	—	—	中長期的な経営目標の達成、株主との利益共有を目的として設定
業績連動型株式報酬	○ ^{※1・2}	—	—	企業価値向上へのインセンティブとして経営目標を踏まえ選定する指標の達成度に連動

※1 取締役会長などの業務執行を行わない取締役については対象外

※2 業績連動型株式報酬について、当社の取締役会において、財務諸表の重大な下方修正や対象者による重大な違法行為などがあつたと判断した場合、およびその他当社の取締役会で定める事由に該当した場合には、業績評価期間が終了し当社による普通株式の発行または処分がなされた後であっても、その発行又は処分を受けた当社の普通株式（または当該株式の価値に相当する額の金銭）について、当社に対して返還義務を負うものとするなど、いわゆるクローバック条項を設けています

■ 報酬変動イメージ（代表取締役社長）（業績評価指標が基準値となった場合を100としたイメージ）



単年度業績連動報酬の主な業績評価指標

視点	KPI
経済価値	グループ新契約価値
	株式・金利リスク/EV
会計利益	グループ修正ROE
	グループ修正利益
健全性	必要資本充足率 (ESR)

業績連動型株式報酬の主な業績評価指標

視点	KPI
経済価値	グループROEV
会計利益	グループ修正ROE
市場評価	相対TSR
サステナビリティ指標	NPS・お客さま数・エンゲージメント調査・CO ₂ 排出量・ESG総合インデックス

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

役員区分ごとの報酬など

■ 役員区分ごとの報酬などの総額、報酬などの種類別の総額および対象となる役員の員数(2024年3月期)

役員区分	報酬などの総額 (百万円)	報酬などの種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の 員数
		基本 報酬	単年度業績連動 報酬		非金銭報酬等 (株式報酬)		その他	
			会社 業績 報酬	個人 業績 報酬	譲渡 制限付 株式	業績 連動型 株式		
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	311	178	8	25	54	44	0	8
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	68	68	—	—	—	—	—	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	104	104	—	—	—	—	0	2
監査等委員である社外取締役	72	72	—	—	—	—	—	3

(注1) 上表に記載の単年度業績連動報酬等については、2022年3月期に係る実績に基づく2023年4月から2023年6月の3ヶ月間の報酬等及び2023年3月期に係る実績に基づく2023年7月から2024年3月の9ヶ月間の報酬等の合計額であります。

(注2) 上表に記載の業績連動型株式報酬については、2023年4月から2024年3月の期間において、当該期間に対する報酬として費用計上された金額であります。

(注3) 非金銭報酬等又はこれに準じた報酬等であると位置付けられる株式報酬は、当社グループ全体の株主価値向上への貢献意欲や士気を一層高め、株主の皆さまとの価値共有を可能な限り長期にわたって進めることを目的とする当社の譲渡制限付株式報酬と企業価値向上へのインセンティブとして、中期経営計画をはじめとする当社グループの経営目標を踏まえ選定する指標における目標値の達成度合いに連動する当社の業績連動型株式報酬であります。これらのうち譲渡制限付株式報酬は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とするものであり、譲渡制限期間を3年とし、①当該譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他当社の取締役会が相当と認める事由により当社又は当社の一定のグループ会社の役員等の地位のいずれかの地位を退任又は退職した場合、退任又は退職直後時点で譲渡制限を解除すること、及び②当該譲渡制限期間中に、交付対象の取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合又は重要な法令違反等の一定の事由に該当し、当社の取締役会が相当と認めた場合には、当社が当該株式を無償取得できること等の条件が付されるとともに、③譲渡制限解除後のクローバック条項が設けられております。また、業績連動型株式報酬は、当社の取締役会が定める取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象とするものであり、業績評価期間を3事業年度とし、①業績評価期間中継続して、当社の取締役会が定める地位にあったこと、②法令違反その他当社の取締役会が定める一定の非遵行為等がなかったこと、及び③業績連動型株式報酬制度の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること等の条件が付されるとともに、④業績評価期間が終了し当社普通株式の発行又は処分がなされた後のクローバック条項が設けられております。

(注4) 社外取締役が当社から受け取った報酬以外の金額はありません。また、社外取締役が当社の親会社等から受け取った報酬等もありません。

(注5) 上記には、2023年6月26日に当社を退任した監査等委員でない取締役2名及び同日に就任した監査等委員でない取締役2名を含んでおります。

■ 役員毎の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬などの総額(百万円)	役員区分
菊田 徹也	121	取締役

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。詳細は[有価証券報告書](#)をご参照ください。

内部統制

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

グループ内部統制 基本方針

当社は、「グループ内部統制基本方針」を制定し、グループの業務の健全性・適正の確保および企業価値の維持と創造を図るにあたっての、内部統制体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。

グループ内部統制基本方針

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制
2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
3. リスク管理に関する体制
4. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
6. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
7. 内部監査の実効性を確保するための体制
8. 監査等委員会の職務の執行に関する体制

「グループ内部統制基本方針」のもと、グループのコンプライアンス推進にあたっての基本的な考え方などの事項を「グループコンプライアンス基本方針」で、独禁法などに抵触する不公正な取引（優越的な地位の濫用）、インサイダー取引、マネー・ロンダリング、贈収賄を含む腐敗などの防止のコンプライアンスに関する各種運営にかかる事項を「グループコンプライアンス規程」で、それぞれ定めています。

-  内部統制に関する取組みは[こちら](#)をご参照ください
-  グループ内部統制基本方針は[こちら](#)をご参照ください
-  コンプライアンス（法令等遵守）については[こちら](#)をご参照ください

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

コンプライアンス (法令等遵守)

情報資産保護管理基本方針

情報資産保護について、基本的な考え方などを「グループ情報資産保護管理基本方針」に、各種運営にかかる事項を「グループ情報資産保護管理規程」に、それぞれ定めています。

グループ情報資産保護管理基本方針

基本的考え方

当社は、顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報などの情報資産の重要性およびそれを保有するグループの社会的責任を踏まえ、個人情報保護に関する法律等の関係法令その他社会的規範を遵守し、情報資産を適切に保護管理する。

情報資産保護管理の推進

当社は、情報資産保護管理を推進するために、以下の態勢整備および運営を行う。

(1) 体制整備

グループ情報資産保護管理に関する統括ユニットを法務・コンプライアンス統括ユニットとする。法務・コンプライアンス統括ユニットは、グループの情報資産保護管理の状況について確認を行い、取締役会等への報告を行う。

(2) 社規等の整備

法務・コンプライアンス統括ユニットは、情報資産保護管理に必要な社規等を整備する。

(3) グループ会社への周知

法務・コンプライアンス統括ユニットは、本基本方針をグループ会社へ周知するとともに、グループ会社に事業特性等に応じて基本方針等を整備させる。また、情報の収集・管理およびグループ会社へのモニタリング等を通じてその実施状況の適正性を確認し、必要に応じて適切な対応を行う。

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

コンプライアンス (法令等遵守)

リスクベースでのコンプライアンス管理

当社では、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するとともに、社会環境の変化等に応じて、コンプライアンスに関わる重要なリスクや潜在的なコンダクトリスクを的確に把握するために、フォワードルッキングな視点に基づくリスクベースでの適切な管理態勢を整備しています。

反社会的勢力への対応については、[こちら](#)をご参照ください。

法務・コンプライアンス統括ユニットがグループコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、同ユニットは、グループとして重点的に取り組む課題を設定して、各社のコンプライアンス推進状況をモニタリングするとともに必要な指導・支援を行い、グループ各社において発生した問題事象などについて、その重大性に応じて、取締役会、社長（CEO）、経営会議、監査等委員会などに報告する態勢を整備しています。

更に、グループコンプライアンスに関する態勢整備および推進に関する重要事項の協議を行う機関として、CCpO（Chief Compliance Officer）が委員長を務めるグループコンプライアンス委員会を設置し、経営層を主体としたPDCAを実践できる体制としています。

加えて、グループ各社のコンプライアンス担当者が参画し、グループとして解決すべき課題について協議する枠組みとして、GITF（グループ・イニシアティブ・タスクフォース）を設置しています。

コンプライアンスに関する組織体系



※ 1 必要に応じて他ユニットと連携

※ 2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す

※ 3 監査等委員会と監査ユニットは連携

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

コンプライアンス (法令等遵守)

グループ各社の態勢高度化に向けた取組み
法務・コンプライアンス統括ユニットは、グループ各社のコンプライアンス態勢の高度化や、コンプライアンス意識向上・教育研修の充実に向け、指導・支援を実施しております。

例えば、マネー・ローンダリング／テロ資金供与防止、贈収賄防止について、国内のグループ会社の態勢強化に加え、グローバルな事業展開に伴い諸外国の関連法令が域外適用されるリスクを踏まえ、海外のグループ会社の現状を調査のうえ、優先的に態勢強化を行うべき事項を明らかにするとともに、各社に求められる態勢の水準を示すガイドラインをより具体的な内容にする改定に取り組んでおります。



3 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

コンプライアンス (法令等遵守)

内部通報制度の運営

当社では、法令違反などのコンプライアンスに係わる事項^{*}について、グループ各社の役員・従業員（1年以内の退職者を含む）等が直接、匿名で通報・相談できる内部通報窓口を、社内に設置するとともに、経営から独立した社外窓口（社外弁護士事務所）も設置し、案件の重大性に応じて取締役会、社長（CEO）、経営会議、監査等委員会に報告する態勢を整備しています。

2022年6月に施行された公益通報者保護法を踏まえ、社内規定（内部通報規程）を改正し、正当な通報・相談者が、通報・相談したことを理由として不利益な取扱を受けることのないよう、プライバシーの確保を含めた通報者保護の徹底と体制整備を強化しています。

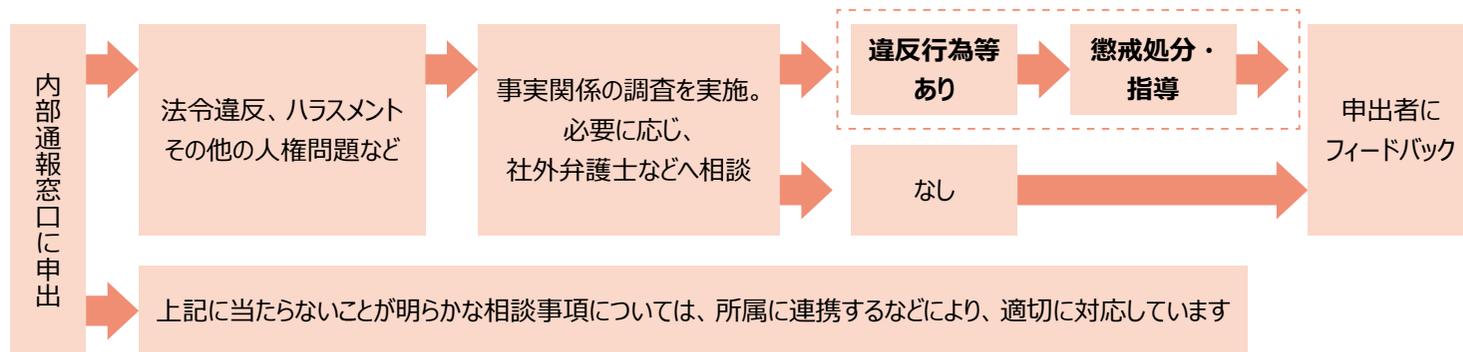
今後も、この内部通報制度を適切に運営し、さまざまな声に真摯に耳を傾け、ガバナンス向上、お客さまの信頼向上に努めていきます。

【内部通報窓口の受付実績（当社および第一生命）】

- 2023年度860件（受付実績には内部公益通報に該当しない従業員等からの意見・申出事案を含む）
- このうち、ハラスメント・差別などの人権侵害を認定し懲戒処分とした事案 2件

<参考> 内部通報窓口の対応フロー

法令違反、ハラスメントその他の人権問題などの疑いがある場合は事実関係を調査し、違反行為等がある場合は就業規則に基づき懲戒処分を実施しています。



^{*} 保険業法、会社法、金融商品取引法などの法令違反や、贈収賄、汚職、差別・ハラスメントその他の人権問題に関わる事項等を含む

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

リスク管理

方針・規程、組織体制

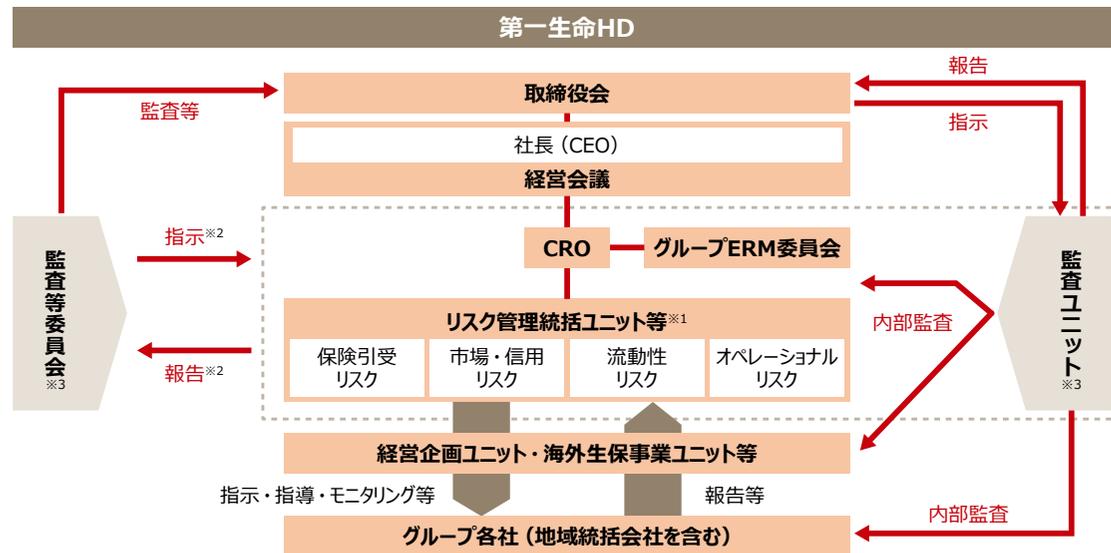
当社では、「グループ内部統制基本方針」のなかで、グループリスク管理に関する体制の整備および運営に関する基本的な事項について定めています。

この基本方針のもと、グループリスク管理を行うにあたっての基本的な事項を「グループリスク管理基本方針」で、具体的な承認・報告体制および管理方法を「グループリスク管理規程」でそれぞれ定めています。

グループ全体の健全性および業務の適正性の確保に向け、グループリスク管理基本方針に基づき、グループリスク管理態勢の整備および運営を推進しております。さらに、グループ全体のリスク管理状況および健全性の状況については、リスク管理統括ユニットが中心となってモニタリング・コントロールを実施するとともに、グループリスク管理態勢の強化を推進しております。

また、CRO (Chief Risk Officer) が委員長を務める、グループERM委員会を設置して、定期的に関催し、リスク管理方針の策定とその遵守状況の確認、リスク管理態勢の強化に向けた検討などを行う体制としており、本委員会での討議内容は委員長よりCEOや経営会議、取締役会へ定期的に報告されます。

リスク管理体制



※1 リスク管理統括ユニットおよび各リスク管理を担当する所管

※2 点線枠は、監査等委員会の指示・報告対象を示す

※3 監査等委員会と監査ユニットは連携

👉 リスク管理の詳細については[こちら](#)をご参照ください

👉 第一生命の事業継続マネジメント (Business Continuity Management) については[こちら](#)をご参照ください

3

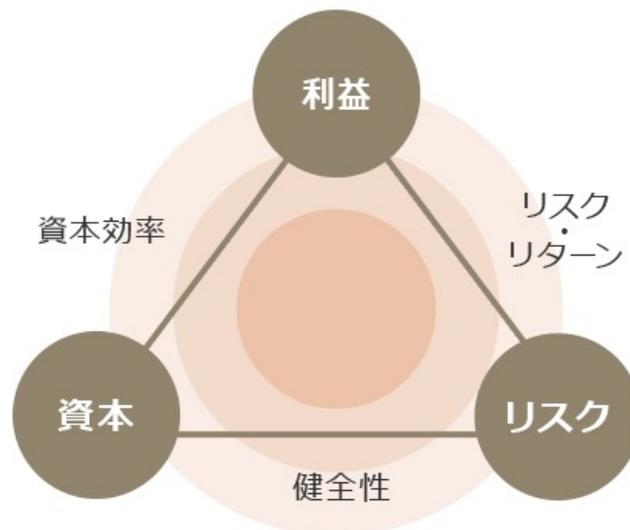
コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

リスク管理

ERMの推進

当社グループは、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM: Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策などを策定する際に、リスク管理統括ユニットがその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の高度化を推進しています。



当社グループでは、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本などと対比することなどにより、健全性をコントロールしています。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー(Embedded Value: 潜在的価値)と整合的なリスクの評価方法を採用しています。

また、モデルによるリスクの計量化ではとらえきれない事象を認識・把握する際は、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や、将来見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施しています。その上で、健全性に与える影響を分析し、結果を取締役会・経営会議などに報告するとともに、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施します。

3

 コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

リスク管理

重要なリスク

当社グループでは、経営に重要な影響を及ぼす可能性のある予見可能なリスクを特定し、これらのリスクを踏まえた事業計画の策定を推進することで、予兆段階から適切に対処するリスク管理を実施しています。特定されたリスクについては、健全性向上の取組みやストレス・テスト等によるリスク耐性確認等によって、適切なコントロールが図られていることを確認しています。

■ 当社グループの「重要なリスク」の特定

重要なリスクの特定に当たっては、グループ会社における重要なリスクの洗い出し結果をもとに、各リスクの影響度・発生可能性を4段階で評価し、ヒートマップを用いて、重要度の高いリスクをグループベースの重要なリスクとして特定し、毎年度見直す運営としております。また、現時点では重要なリスクではないものの、新たに現れてくることが想定されるリスクとして「エマージングリスク」の洗い出しも毎年度実施しております。これらのリスクを踏まえた事業計画を策定することで、リスク認識を踏まえたPDCAサイクルを推進し、予兆段階から適切にリスクの管理を実施しております。

■ 選定プロセス



当社は、こうして特定された「重要なリスク」の管理状況を定期的に経営会議、取締役会に報告しており、その状況を認識した上でリスクの発生の回避に向けた対応を推進するとともに、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適切な対応に努めております。

👉 詳細は[事業等のリスク](#)をご参照ください

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

グループ会社等における 業務の適正の確保／ 財務報告に係る 内部統制

■ グループ会社等における業務の適正の確保

当社は、当社のグループ会社の取締役会などによる意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認しています。また、グループ会社の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルールなどを整備するとともに、グループ会社に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議などに報告しています。

■ 財務報告に係る内部統制

当社は、「グループ財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、当社グループの連結ベースでの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制などの内部統制の有効性の評価を実施しています。

財務報告にかかる内部統制の有効性の評価結果については、「内部統制報告書」を作成し、会計監査人による内部統制監査を受けた上で、有価証券報告書と併せて提出しています。

当社グループは、財務報告にあたり、準拠すべき法令、企業会計原則、社規など一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、正確かつ適切に行うとともに、関連する税法に基づいた正確な納税に努めております。

今後も、財務報告にかかる内部統制の有効性評価を通じて、財務報告の信頼性確保に向けた取組みを継続してまいります。

内部監査

当社グループでは、グループの健全かつ適切な業務運営を確保するために、グループ会社におけるすべての業務・活動を対象として、社内の内部監査部門が検証・評価し、必要に応じて適切な改善の提言をすることが大切であると認識しています。そして、有効な内部監査を実施するために、内部監査部門の独立性の確保など必要な態勢を整備しています。

■ 内部監査

当社では、「グループ内部統制基本方針」および「グループ内部監査基本方針」のなかで内部監査に関する基本的な考え方や方針について定めています。「グループ内部監査基本方針」に基づき、内部監査の基本的事項を明らかにし、内部監査に関わる全ての活動を円滑かつ効果的に推進するために「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査の実施要領を定めた「内部監査業務規程」などを制定しています。

それら規程を踏まえ、当社では、被監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として監査ユニットを設置しています。監査ユニットでは、当社および当社グループ会社の経営諸活動全般に亘る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、内部監査結果を取締役会・経営会議等および監査等委員会へ報告（デュアルレポート）しています。

 内部監査の詳細については[こちら](#)をご参照ください



ビジネス倫理

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

第一生命グループ 行動規範

当社グループは、グループ企業理念を実践し、「事業活動」と「社会的価値の創造」に一体で取組み、すべてのステークホルダーからの期待を実現することで、持続的な企業価値の創造に努めます。

行動規範はグループ企業理念を実践するため、すべての役員・社員がプリンシプルベースで考え、行動するにあたっての最も基本的な指針となるものです。私たちが日々の業務を遂行するにあたっては、高い倫理観をもって取り組む必要があり、その際のよりどころとなるものが行動規範となります。

判断に悩む場合も、必ずこの行動規範に立ち戻って考えることが重要です。行動規範の実践が、お客さま・社会・会社（仲間）からの信頼・期待に応える行動の実現につながっていきます。

第一生命グループ行動規範（抜粋）

お客さまのための行動

誠実・高潔・公平な行動
お客さま本位の行動
情報の適切な取扱い
革新的な商品・サービスを通じた
体験価値向上

社会からの信頼確保

適切な情報開示
会社資産の適切な取扱い
私的利益追求の禁止

社員のための行動

互いに尊重し合う働きやすい
職場環境の実現
変革と挑戦
コミュニケーションとチームワーク

ベースとなる行動

法令等の遵守

人権の尊重

持続可能な社会・未来への貢献

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

取引慣行

当社グループでは、物品・サービスの購買先や委託先、ならびに代理店の皆さまと公平・公正な取引を推進し、健全な関係を築くための取組みを行っています。

■ 委託先への取組み

第一生命では、委託先の選定時に、情報の安全管理や反社会的勢力の排除など複数の観点で評価し、必要に応じて実査を行っています。また、年に一度、委託内容の定期点検を行い、適切な委託業務管理に努めています。

なお、当社では、保険契約の引受けや保全に関する事務、お客さま宛て文書・帳票などの印刷・発送をはじめとする業務において、その一部を外部に委託しています。

■ 業務委託先との対話

サプライチェーンを含めたグループ全体で長期的に企業ブランドを向上させるために、業務委託の締結に対し「サステナビリティアセスメントシート」の取付けを実施しています。「サステナビリティアセスメントシート」において、当社グループにおける人権・労働・環境・腐敗防止など、サステナビリティに関する考え方を業務委託先に説明し理解を求めるとともに、国連グローバルコンパクトへの加盟の有無などの、業務委託先のサステナビリティに関する態勢を確認しています。特に贈収賄および汚職について、業務委託契約締結時に、契約書中に贈収賄および汚職を禁止する条項を盛り込むように求めています。

■ 取引先選定時の環境配慮

第一生命では、大口の取引先企業については、環境取組状況の調査を定期的実施しています。また、環境に配慮したOA機器を導入すると共に、環境負荷の小さい商品を優先的に購入する「グリーン購入」を推進しています。自社の「グリーン購入ガイドライン」を策定のうえ、事務消耗品などの購入に際して原則グリーン購入適合商品を社内一括購入システムにより購入しています。

■ パートナーシップ構築宣言

経団連会長、日商会頭、連合会長および関係大臣（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」によって創設された「パートナーシップ構築宣言」の趣旨に賛同し、これを公表しています。

 詳細は[パートナーシップ構築宣言](#)をご参照ください

 ステークホルダーコミュニケーションについては[こちら](#)をご参照ください

税務ガバナンス

3

コア・マテリアリティの解決に向けた取組み
コーポレートガバナンス

グループ税務ガバナンス①

当社は税務に関する基本的な考え方や取組方針を「グループ税務基本方針」として取締役会の承認を得て制定しております。

同方針は、法令遵守や適正な税負担の実現など当社グループの税に対する基本的な価値観について定めています。

グループ税務基本方針

1. 基本方針

第一生命グループ（当社および当社の全ての子会社等を含む。）は、お客さま本位（お客さま第一）を経営の基本理念に据え、生命保険の提供を中心に、お客さまとお客さまの大切な人々の“一生涯のパートナー”として、グループ各社が、それぞれの国および地域で、人々の安心で豊かな暮らしと地域社会の発展を目指しています。経営の基本理念に基づいて、お客さま、株主、社会、従業員等のステークホルダーからの負託に応えるため、活動する全ての国、地域における適正な納税を通じて、企業としての社会的な責任を果たすとともに第一生命グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献します。

2. 税法の遵守

第一生命グループは、各国および各地域の税務関連法令、OECD等国際機関が公表している基準を遵守し、適正な申告、納税および報告を行います。

3. 体制整備

第一生命グループは、適正な納税義務を果たすとともに、国内外のグループ会社と連携を図りながら企業価値の向上に資するための税務ガバナンス体制を構築しています。税務担当役員は、税務ガバナンスの浸透・徹底を図るため、状況を的確に把握し、適正な税務リスク管理態勢の整備および確立を推進しております。

グループ税務ガバナンス②

4. 税務当局との関係構築・維持

第一生命グループは、各国および各地域の税務当局に対し必要な情報を適時・適切に提供するとともに、事前照会制度等を通じ税務当局と建設的な対話を行い、良好な協力関係を構築・維持することに努めます。

5. 透明性の確保

第一生命グループは、税金に関する情報について公平かつ適時・適切な開示に努めます。

6. 税務リスクへの対応

第一生命グループは、税務の観点からの十分な事前検討に加え、専門家の活用や税務当局への事前照会を行うこと等により、税務リスクの低減に努めます。

7. 適正な税負担の実現

第一生命グループは、常に事業活動の目的や実態に則して税務論点の検討を行い、制度の趣旨を逸脱した法令解釈や、税負担の軽減のみを目的とした税務プランニングは行いません。

8. 適正な移転価格

第一生命グループは、OECD 移転価格ガイドラインや各国で適用される税務関連法令に基づき、独立企業原則に従って算定された価格による適正な取引を行うとともに、移転価格に係る文書化について適切に対応します。

9. 税務戦略／企業価値の向上

第一生命グループは、国内外のグループ会社の税務担当者が協力することにより、各国および各地域の税務関連法令を十分に理解し、二重課税の排除や適切な優遇税制の活用等を通じて、税務コストの適正化に努めます。

(2022年4月制定)